

令和3年4月から現物給与の価額が改正されます

この度、厚生労働省告示により現物給与の価額が改正され、令和3年4月1日より適用されることとなりましたのでお知らせします。

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1か月当たりの 食事の額	1人1日当たりの 食事の額	1人1日当たりの 朝食のみの額	1人1日当たりの 昼食のみの額	1人1日当たりの 夕食のみの額	1人1か月当たりの 住宅の利益の額(畳1畳につき)	
北海道	21,000	700	180	250	270	1,110	時価 自社製品 通勤定期券など
青森	20,400	680	170	240	270	1,040	
岩手	20,400	680	170	240	270	1,110	
宮城	20,400	680	170	240	270	1,520	
秋田	20,400	680	170	240	270	1,110	
山形	21,300	710	180	250	280	1,250	
福島	21,000	700	180	250	270	1,200	
茨城	20,700	690	170	240	280	1,340	
栃木	20,700	690	170	240	280	1,320	
群馬	20,700	690	170	240	280	1,280	
埼玉	21,000	700	180	250	270	1,810	
千葉	21,300	710	180	250	280	1,760	
東京	21,600	720	180	250	290	2,830	
神奈川	21,300	710	180	250	280	2,150	
新潟	21,000	700	180	250	270	1,360	
富山	21,300	710	180	250	280	1,290	
石川	21,600	720	180	250	290	1,340	
福井	21,900	730	180	260	290	1,220	
山梨	21,000	700	180	250	270	1,260	
長野	20,100	670	170	230	270	1,250	
岐阜	20,700	690	170	240	280	1,230	
静岡	20,700	690	170	240	280	1,460	
愛知	20,400	680	170	240	270	1,560	
三重	21,000	700	180	250	270	1,260	
滋賀	21,000	700	180	250	270	1,410	
京都	21,000	700	180	250	270	1,810	
大阪	21,000	700	180	250	270	1,780	
兵庫	21,000	700	180	250	270	1,580	
奈良	20,400	680	170	240	270	1,310	
和歌山	21,000	700	180	250	270	1,170	
鳥取	21,300	710	180	250	280	1,190	
島根	21,300	710	180	250	280	1,150	
岡山	20,700	690	170	240	280	1,360	
広島	21,000	700	180	250	270	1,410	
山口	21,000	700	180	250	270	1,140	
徳島	21,300	710	180	250	280	1,160	
香川	21,000	700	180	250	270	1,210	
愛媛	21,000	700	180	250	270	1,130	
高知	21,600	720	180	250	290	1,130	
福岡	20,100	670	170	230	270	1,430	
佐賀	20,700	690	170	240	280	1,170	
長崎	20,700	690	170	240	280	1,150	
熊本	21,000	700	180	250	270	1,150	
大分	20,700	690	170	240	280	1,170	
宮崎	20,100	670	170	230	270	1,080	
鹿児島	20,700	690	170	240	280	1,110	
沖縄	21,600	720	180	250	290	1,290	

※改正部分を下線で表示しています

- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。

現物給与の価額について

給与は、金銭で支給されるのが一般的ですが、住宅(社宅や寮など)の貸与、食事、自社製品、通勤定期券などで支給するものを現物給与といいます。

現物給与で支給するものがある場合は、その現物を通貨に換算し、金銭と合算して標準報酬月額の設定を行います。

(1) 現物給与価額の改正は、「固定的賃金の変動」※に該当します

(「被保険者報酬月額変更届」が必要になる場合があります)

※「固定的賃金の変動」とは…

昇給・降給や住宅手当、役付手当等の固定的な手当の追加や支給額の変更の場合をいいます。

(2) 住宅による現物給与の場合 価額の計算にあたっては、居間、茶の間、寝室、客室、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室を対象とします。

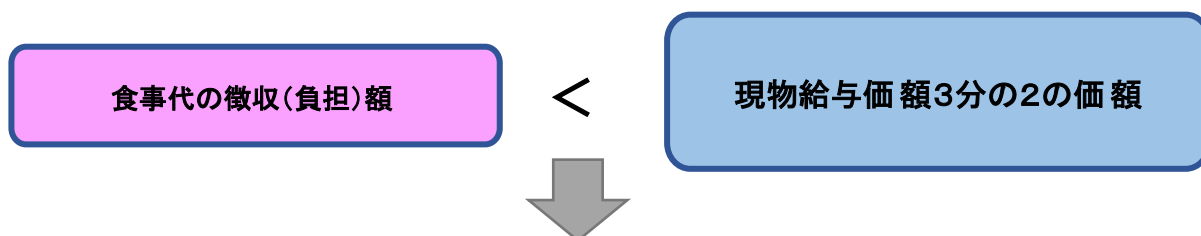
玄関、台所(炊事場)、トイレ、浴室、廊下、農家の土間などの居住用ではない室は含めません。

・住宅の現物給与価額について…

給与から家賃を徴収している場合、現物給与の価額から徴収額(負担額)を差し引いた額が現物給与価額となります。

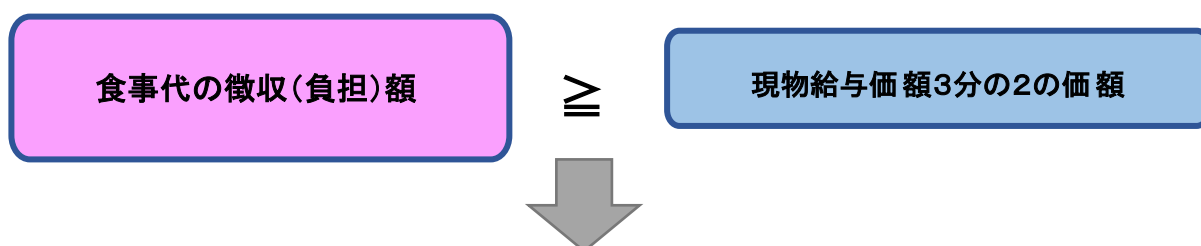
(3) 食事の現物給与価額について、給与から食事代を徴収(負担)している場合の計算方法食事代の徴収(負担)額により、以下の①・②のパターンで計算します。

【パターン①】現物給与価額の3分の2未満の価額を食事代として徴収(負担)している場合



現物給与の価額から徴収(負担)額を引いた価額が現物給与価額となります。

【パターン②】現物給与価額の3分の2以上の価額を食事代として徴収(負担)している場合



現物による食事の供与はないものとして取り扱います。